

南島原市 教育振興基本計画



長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産「原城跡」

南島原市教育委員会

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間等	1
第2章	南島原市の教育（チャート）	2
1	教育基本方針	3
2	教育理念	4
3	教育努力目標	5
4	施策体系	7
第3章	施策の展開	10
第1節	学校教育の充実	10
1	「確かな学力を育む教育」の推進	10
2	「豊かな心と志を育む教育」の推進	14
3	「健やかな体を育む教育」の推進	19
4	学校や教職員等を応援する学校サポートの充実	22
5	子どもの学びを支援する教育環境の整備	23
6	幼児教育の推進	25
第2節	社会教育の推進	27
1	生涯学習のひとづくり・まちづくり	27
2	次代を担う子どもたちの健全育成	31
3	子育て・家庭教育支援体制の充実	33
4	文化・芸術のまちづくり	35
第3節	スポーツの振興	39
1	生涯スポーツの普及と育成	39
2	競技力の向上	41
3	スポーツ環境の整備	42
第4節	文化財の保護と活用	43
1	文化財の保護と保存整備	43
2	文化財の活用と普及	46
3	歴史・文化施設等の整備	47
4	世界文化遺産の保存・活用	48
	(資料)	
	用語解説	51

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国において、平成18年12月に「教育基本法」が60年ぶりに改正されました。それから、平成19年6月に「学校教育法」等が改正され、平成20年3月には新しい「学習指導要領」が定められました。さらに平成20年7月には、教育の振興に関する総合的な計画として「教育振興基本計画」が、平成25年6月には、第2期の「教育振興基本計画」が策定されました。

また、新たな「教育基本法」第17条においては、地方公共団体は、国が定める基本的な計画を踏まえ、地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

これを受けて、長崎県は、平成20年10月に「長崎県教育振興基本計画」を策定し、教育に関する基本的な方針と取り組むべき具体的な施策を示し、平成26年4月には、第2期の「長崎県教育振興基本計画」を策定されております。

これまで本市の教育は、「南島原市総合計画」に基づいて各施策を実施してきましたが、本市の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、「南島原市教育方針」に掲げる理念や今後推進すべき具体的な施策を明らかにしたアクションプランとして「南島原市教育振興基本計画」を策定しました。

教育基本法

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の期間等

この計画は、平成25年度から平成34(2022)年度までの10年間の計画とします。

ただし、成果指標は、「南島原市総合計画(後期計画)」との整合性を保つため、平成29年度までの目標値を掲載していましたが、今回、平成34(2022)年度の成果指標を提示しました。

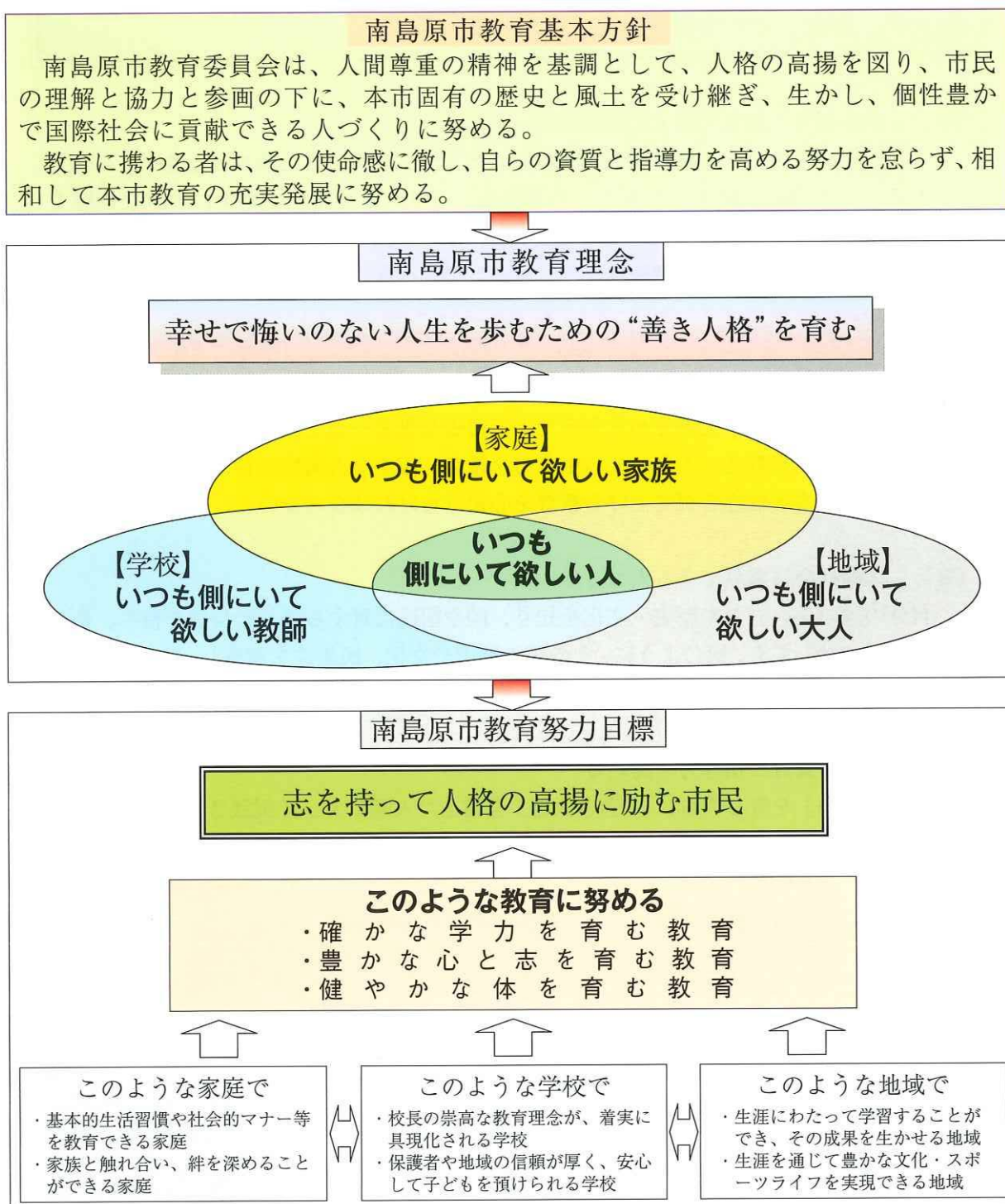
また、文書及び成果指標中の年号については、平成30年9月時点での和暦で表示しております。

第2章 南島原市の教育（チャート）

南島原市の教育の在り方

南島原市教育委員会は、市民一人一人が『幸せで悔いのない人生を歩むための“善き人格”を育む』ことを教育の目的とする。

その達成のために、「教育基本方針、教育理念、教育努力目標」を次のとおり定める。



1 教育基本方針

南島原市教育委員会は、人間尊重の精神を基調として、人格の高揚を図り、市民の理解と協力と参画の下に、本市固有の歴史と風土を受け継ぎ、生かし、個性豊かで国際社会に貢献できる人づくりに努める。

教育に携わる者は、その使命感に徹し、自らの資質と指導力を高める努力を怠らず、相和して本市教育の充実発展に努める。

(1) 本市固有の歴史と風土を受け継ぎ、生かし

本市の歴史は古く、遺跡の調査等から先人の知恵や技術、また精神的な豊かさに触れられる。16世紀に始まった西洋との交流は、キリスト教文化の繁栄に大きな影響を及ぼした。島原・天草一揆では多くの犠牲が払われ、平和の尊さを今に強く問いかける。文化、芸術、平和、教育の継続性など、歴史に学ぶべきことは実に多く本市の教育に生かしたい。

(2) 個性豊かで

個性豊かな人とは、道理をわきまえた上で自由な思考や発想や行動ができる人のことである。人の道を教え、人としての生き方を教え、確かな人間性を育み、その基盤の上に、豊かな感性と個性を育て上げる教育を心掛けなければならない。

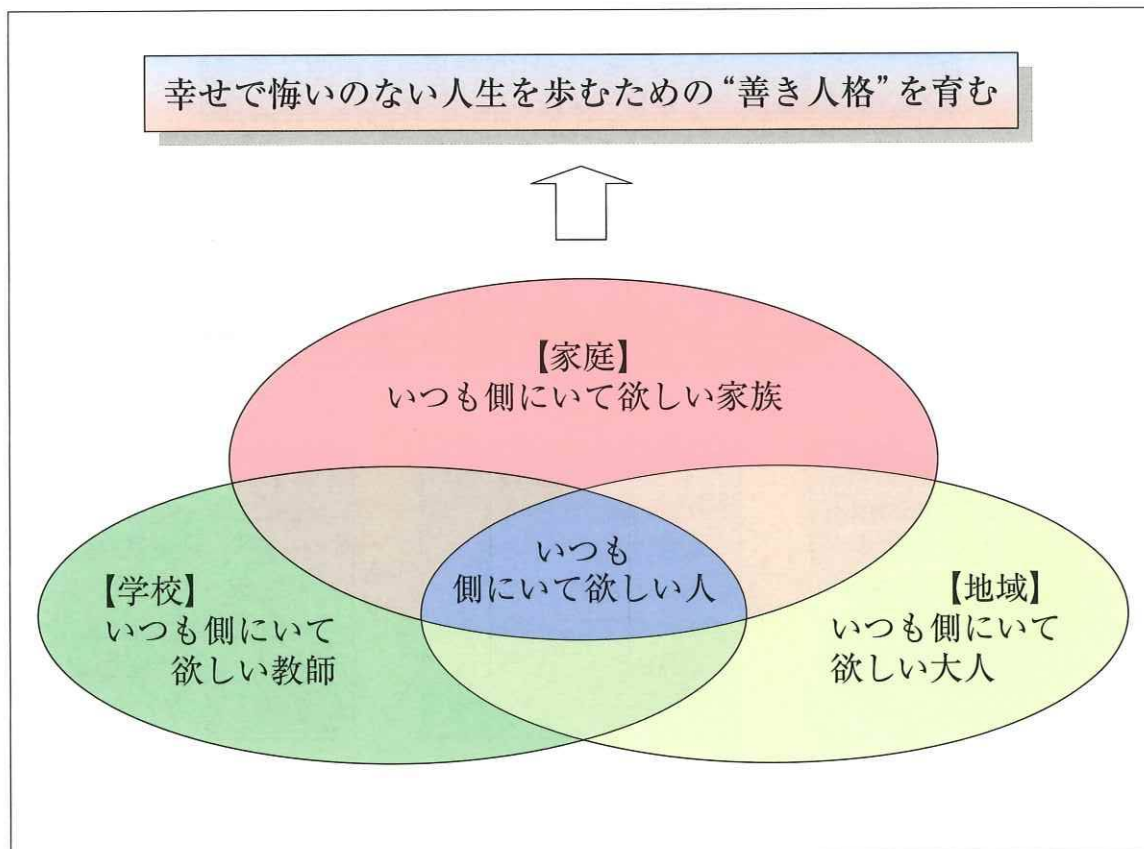
(3) 国際社会に貢献できる人づくり

自分の国の生い立ちや歴史・文化を知り、国や国民に対する誇りと自信を持ち、他の国や国民に対しても、同じように、その国の歴史や文化、民族性を理解し、礼を失せず、堂々と接することができるような国際人を育て上げたい。

(4) 自らの資質と指導力を高める

「善き人格」を育む教育は、「善き人格」を備えた人間によって実践される。指導力向上を目指して自己研鑽に励むことは、教育に携わる者にとって大切な営みである。近年、社会を取り巻く環境の変化や多様な現状に対応するために、日々、自らの資質能力の高揚に努め、指導力を高めるための研修の充実が求められる。

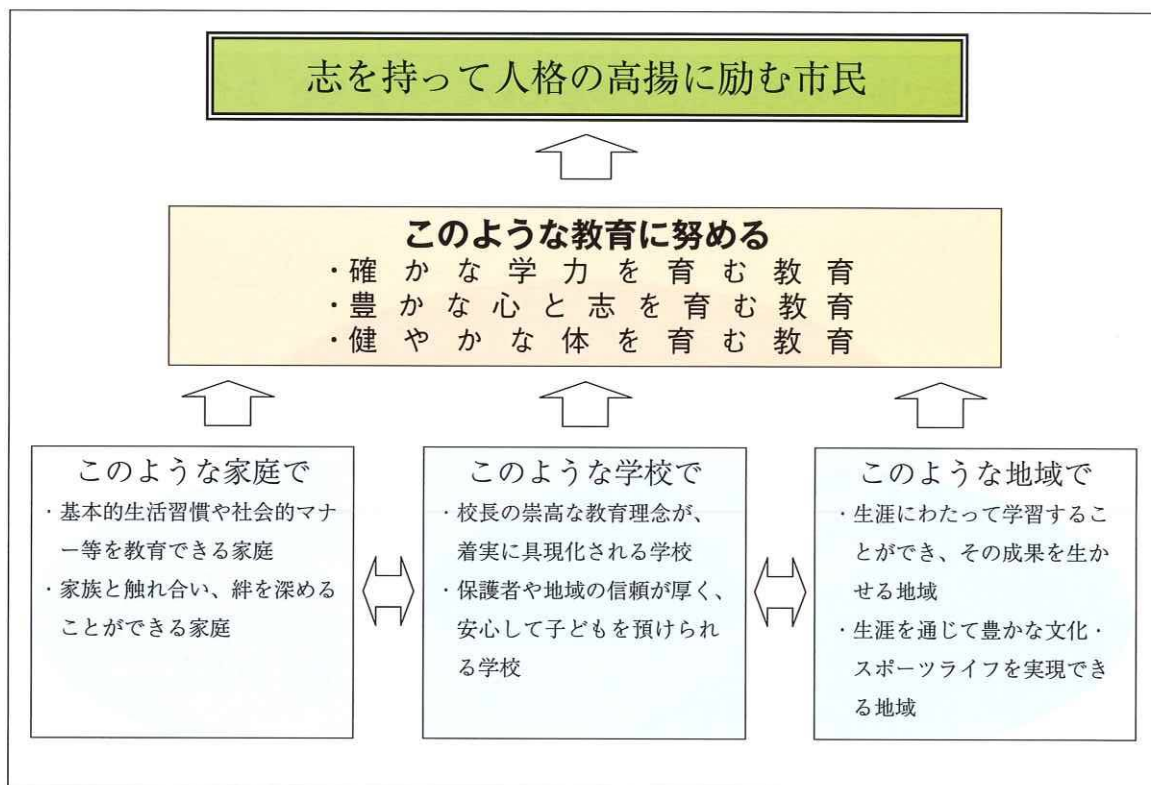
2 教育理念



本市は、教育の目的を、「幸せで悔いのない人生を歩むための“善き人格”を育む」と定めた。具現化のためには、「いつも側にいて欲しい家族と、いつも側にいて欲しい教師と、いつも側にいて欲しい大人が力を合わせて、いつも側にいて欲しい人を育成する」取組が必要になる。

いつも側にいて欲しい人とは、「あなたがいてくれて本当に良かった」と周りの人たちから感謝される人である。

3 教育努力目標



(1) このような家庭で

① 基本的な生活習慣や社会的マナー等を教育できる家庭

家庭教育は、基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの倫理観、社会的マナー等を身に付ける上で重要な役割を担っている。少子高齢化や家庭を取り巻く環境の変化などにより家庭の教育力が低下している現在、子どもの基本的な生活習慣や社会的マナー等の育成が急務となっている。

② 家族と触れ合い、絆を深めることができる家庭

子育てに不安や負担を感じている親が増加している。また、日常の多忙さなどから、家族同士が触れ合う時間が少なくなるなど、家族の絆が薄れている状況にある。家庭内の行事での触れ合いなどを通して、家族の絆を深めていくようにしなければならない。

(2) このような学校で

① 校長の崇高な教育理念が、着実に具現化される学校

教育は「このように人に育てる」という思いが大変重要である。校長の教育理念に基づき、個々の教職員が「こんな子どもを育てるためにこんな教師になり、こんな教育を実践する」という共通理解と実践が図られる学校を目指す必要がある。

② 保護者や地域の信頼が厚く、安心して子どもを預けられる学校

学校の使命は、「確かな学力」「豊かな情操と道徳心」「健康・体力」を基盤として、子どもたちに「生きる力」を身に付けることである。このような力を子どもたちに育み、保護者や地域にとって信頼感と安心感に満ちた学校を目指す必要がある。

(3) このような地域で

① 生涯にわたって学習することができ、その成果を生かせる地域

少子高齢化の進行、グローバル化や技術革新の進展などの社会情勢の大きな変化によって、一人一人の学びに対する要望は多様化している。生涯にわたって生きがいを持って学び続けることのできる環境づくりを進め、地域に活力を生み出す生涯学習社会を実現していきたい。

② 生涯を通じて豊かな文化・スポーツライフを実現できる地域

豊かな社会とは、物質的豊かさだけでなく、健康で精神的な豊かさに満ちた社会である。公民館等の社会教育施設や総合型地域スポーツクラブを拠点として、市民の誰もが生涯を通じて文化活動、スポーツ活動に親しむことによって、心も体も健やかで心に潤いをもたらすことができる社会を実現していきたい。

(4) このような教育に努める

① 確かな学力を育む教育

変化が激しいこれからの社会を主体的・創造的に力強く生きていくために、「生きる力」の知の側面である確かな学力を身に付けさせる。

「確かな学力」を身に付けさせるためには、習得、活用、探求という学習プロセスを通して「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学ぶ意欲等」を有機的に育ていく必要がある。

② 豊かな心と志を育む教育

学校、家庭、地域それぞれの場で、「命の教育」「集団づくり」「基本的生活習慣の定着」等について意図的、計画的、総合的に取り組む必要がある。

また、思いやりの心、規範意識や公共心、社会性などの豊かな心を育むとともに、夢・憧れ・志を育む教育を推進していかなければならない。

③ 健やかな体を育む教育

健康や体力は、「生きる力」の根底となるもので、生涯にわたって生き生きと生きるためには必要不可欠なものである。

あらゆる活動の源である体力を基盤として、自らが直面する様々な課題に柔軟かつ、たくましく対応できる精神力の育成とともに健やかな体の根幹をなす「食育」を推進していかなければならない。

4 施策体系

施策の柱	施策	施策細分	主な事業や取組
学 校 教 育 の 充 実	1 「確かな学力を育む教育」の推進	(1) 学力向上対策	①学力向上、授業改善に係る研修会の実施 ②授業改善資料の活用 ③子ども支援員の配置
		(2) 学校訪問	①学校訪問の実施
		(3) 研究指定	①研究指定の実施
		(4) 就学支援	①就学相談の実施 ②就学时健康診断の実施 ③教育支援委員会の設置
		(5) 特別支援教育	①特別支援教育助手の配置 ②コーディネーター研修会の実施 ③特別支援教育研究会との連携
		(6) 英語学習・外国語活動	①ALT・EATの派遣
		(7) ふるさと教育(郷土学習)	①ふるさと教育(郷土学習)の推進
	2 「豊かな心と志を育む教育」の推進	(1) 道徳教育	①道徳教育の推進
		(2) 人権・同和教育	①人権・同和問題に関する授業等の実施 ②人権・同和教育に関する校内研修等の推進
		(3) 平和教育	①平和教育の推進
		(4) キャリア教育	①キャリア教育の推進
		(5) 教育相談体制	①心の教室相談員の配置 ②通級型心の教室「つばさ」の運営 ③スクールカウンセラーの配置
		(6) 読書活動	①読書活動の推進
		(7) 芸術・科学技術教育	①北村西望賞教育美術展の実施 ②古野賞科学技術展の実施
	3 「健やかな体を育む教育」の推進	(1) 学校体育	①体力・運動能力調査の実施 ②体力向上支援事業等の活用 ③中学校総合体育大会の推進
		(2) 健康教育・食育	①学校保健会との連携 ②学校給食を通じた食育の推進 ③学校給食における地産地消の推進
		(3) 防災教育・安全教育	①通学路の安全点検の実施 ②「普賢岳噴火災害を語り継ぐ日(9月15日)」の推進
	4 学校や教職員等を応援する学校サポートの充実	(1) 教職員研修「さきがけ」	①マネジメント(管理・経営)講座(希望者) ②学力向上講座(希望者) ③授業改善講座(希望者) ④TAL講座(希望者) ⑤教育講演会(全教職員) ⑥南島原学講座(希望者)
		(2) 学校支援共同実施連絡協議会	①学校支援共同実施連絡協議会の開催
	5 子どもの学びを支援する教育環境の整備	(1) 小学校適正規模・適正配置化	①複式学級の解消
		(2) 集中型学校給食共同調理場(給食センター)	①集中型学校給食共同調理場の整備
		(3) 学校施設	①学校施設の耐震化工事 ②学校施設整備・改修事業 ③南島原市学校施設整備基金
		(4) 就学支援	①就学援助 ②遠距離通学支援 ③奨学金制度
	6 幼児教育の推進	(1) 多様な体験活動	①多様な体験活動の実施
		(2) 子育て支援事業	①就園奨励費補助金の助成 ②すこやか子育て幼稚園支援事業補助金の助成
		(3) 幼稚園訪問	①訪問指導 ②行事参観

施策の柱	施策	施策細分	主な事業や取組
社会教育の推進	1 生涯学習のひとづくり・まちづくり	(1) 社会情勢に対応した生涯学習の推進と学習環境の整備	①生涯学習機会や情報提供の充実 ②学習環境の整備 ③地域に開放され、人が集う公民館 ④専門的職員の配置と公民館職員の資質向上 ⑤社会教育施設整備と改修等の実施
		(2) 活力ある地域づくりの推進	①地域学習の推進 ②社会教育関係団体等との連携強化による地域団体への支援 ③地域人材の育成・活用 ④地域資源の活用・伝統文化の継承
		(3) 読書教育による知の地域づくり	①子どもの読書活動及び学校との連携事業の推進 ②図書利用環境の充実 ③図書ボランティアの養成 ④図書館友の会支援
		(4) いじめや差別のない社会をめざして	①人権教育の推進
	2 次代を担う子どもたちの健全育成	(1) 地域ぐるみの健全育成活動	①青少年育成市民会議等の関係団体の活動支援及び連携 ②青少年の見守り活動・非行防止活動の充実
		(2) 地域の教育力を生かした交流・体験活動の充実	①放課後の安全な子どもの居場所づくり ②地域で学ぶ通学合宿の推進 ③交流事業及び体験活動の充実
		(3) 地域による学校支援の充実	①学校支援会議の充実 ②コミュニティ・スクールの推進
	3 子育て・家庭教育支援体制の充実	(1) 家庭での教育力の向上(親学び)	①家庭教育学級の充実 ②家庭教育に関する情報の提供及び相談体制の充実
		(2) 地域ぐるみの子育て支援	①子育て支援を行う人材の養成 ②家庭教育支援の体制づくり
	4 文化・芸術のまちづくり	(1) 文化・芸術鑑賞機会の提供	①文化・芸術鑑賞機会の充実 ②豊かな感性を育む青少年の文化活動の推進
		(2) 市民文化・芸術活動の推進	①文化団体の育成・支援 ②歴史遺産を活用したまちづくり ③アートビレッジ・シラキノ事業
		(3) 郷土文化・芸術の保存と継承	①芸術文化活動を生かした人づくり ②郷土芸能の保存と継承

施策の柱	施策	施策細分	主な事業や取組
スポーツの振興	1 生涯スポーツの普及と育成	(1) スポーツイベントの開催	①南向きファミリー元気フェスタの実施 ②口加駅伝競走大会の実施 ③綱引き大会の実施 ④原城マラソン大会の実施 ⑤小学生水泳教室の実施 ⑥市民スポーツ大会の実施
		(2) スポーツ団体との連携	①南島原市体育協会との連携 ②南島原市スポーツ推進委員会との連携 ③総合型地域スポーツクラブ「TEAM ひまわり」との連携
	2 競技力の向上	(1) スポーツ力の強化	①スポーツ専門指導員育成講習会の開催 ②体育協会育成支援
	3 スポーツ環境の整備	(1) 社会体育施設の充実	①社会体育施設の整備・管理 ②多目的運動広場の整備

施策の柱	施策	施策細分	主な事業や取組
文化財の保護と活用	1 文化財の保護と保存整備	(1) 指定文化財等の保護管理	①文化財の指定 ②指定文化財等の巡視及び清掃活動
		(2) 指定文化財等の保存整備	①原城跡保存整備事業 ②日野江城跡保存整備事業
		(3) 指定文化財等の公有化	①原城跡公有化事業 ②日野江城跡公有化事業
		(4) 埋蔵文化財の発掘調査	①埋蔵文化財発掘調査事業（開発事業） ②埋蔵文化財発掘調査事業（学術目的）
	2 文化財の活用と普及	(1) 文化財普及活用事業の実施	①指定文化財及び遺跡情報等の周知活動 ②文化財ガイドブック等の配布物の作成
		(2) 資料館等の管理運営	①企画展等の開催 ②古代技術体験事業の開催
	3 歴史・文化施設等の整備	(1) 博物館施設等の整備推進	①「歴史文化博物館」の整備推進
	4 世界文化遺産の保存・活用	(1) 世界文化遺産の構成資産としての保存及び整備活用（企画振興部世界遺産推進室との取組）	①構成資産の整備活用 ②周辺環境なども含めた保全体制の確立 ③世界遺産の価値を明確に示すための調査研究 ④公開・活用施設の設置 ⑤文化財の価値に関する適切な情報提供 ⑥世界遺産アクションプランに基づく取組の展開

第3章 施策の展開

第1節 学校教育の充実

1 「確かな学力を育む教育」の推進

【現状と課題】

本市の児童生徒の学力状況については、全国学力・学習状況調査の結果から見ると、国語、算数・数学の「知識に関する問題」の正答率に比べ、「活用に関する問題」の正答率が低いことから、基礎的な知識や技能の確実な定着を図ることはもちろん、習得した知識や技能を活用し、思考力や判断力、表現力を身に付けさせることが、課題と言えます。

本市では、学力向上対策として、教職員研修「さきがけ」の実施や学校訪問指導における授業指導において学習内容の確実な定着を図る授業改善指導を行っています。また、学力向上推進員を委嘱し、研修会を開催する学力向上推進事業に加え、各学校では、「学力向上プラン」を作成し、児童生徒の実態を踏まえた対策を行っているところです。

今後も、日々の授業の充実を図るとともに、望ましい生活習慣の確立や家庭学習の習慣化を目指し、「確かな学力」を身に付けさせていきます。

(1) 学力向上対策

【具体的な取組】

① 学力向上、授業改善に係る研修会の実施

本市の教職員を対象とした教職員研修を実施し、その内容に学力向上のための教育課程の編成、校内研修の充実、学力向上プランの作成などを取り上げます。

また、授業改善につながる研修や、県教育センターの「出前講座」等の積極的な活用を通して学習内容の確実な定着が図られるよう、授業を充実させます。

② 授業改善資料の活用

学習内容の定着を目指した授業の充実・改善に資するため、授業改善資料を作成し、各学校の校内研修や学校訪問指導における授業指導に活用します。

③ 子ども支援員の配置

授業等の際し、教科等の学習を進める上での課題や子どもが発する「サイン」を早期に発見して心の安定を図るとともに、学習意欲を向上させるため、意欲と情熱を持った地域人材を「子ども支援員」として学校に配置します。

【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
子ども支援員配置数	19人	20人



「教職員の研修」



「子ども支援員による支援の様子」

(2) 学校訪問

【具体的な取組】

市内全ての小・中学校を3年間で訪問し、校長の崇高な教育理念が着実に具現化される学校づくりへの支援や学校の教育課題や学習指導等の改善に関する支援を行います。

主な内容は、①諸帳簿閲覧 ②学校経営方針説明・質疑応答 ③教育委員会あいさつ ④研究授業 ⑤施設・設備見学 ⑥総括指導・指導助言 です。

特に、研究授業は、全ての学級で行い、指導主事をはじめ、市内小・中学校の校長・教頭等が1単位時間を通して参観して指導助言を行います。

【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
訪問する学校	3年間で全て訪問	3年間で全て訪問



「授業参観」

(3) 研究指定

【具体的な取組】

児童生徒に「生きる力」を育むことを目指すために必要なものは「確かな学力」です。また、「確かな学力」の定着のために必要なことは人格の形成であると捉えています。そこで、このことを踏まえ、「生きるための学力と人間力の向上」について先進的な研究を行い、教育の質の向上を図っていきます。

研究指定校は、1校を2年間継続して指定し、指定初年度には中間発表（校内）を行い、最終年度には研究発表会を開催して成果を公開し、市内外の小・中学校に研究の成果を普及します。



「中学校研究発表会」



「小学校研究発表会」

(4) 就学支援

【具体的な取組】

① 就学相談の実施

障害のある幼児・児童生徒の就学及び教育の在り方について、県教育委員会及び特別支援学校の支援を受けながら相談に努め、保護者に対して助言を行います。

② 就学時健康診断の実施

就学予定者の身体疾患や知的発達について検査し、心身の状況を的確に把握するとともに、保護者に対して就学にあたっての必要な勧告や助言を行います。

③ 教育支援委員会の設置

心身に障害のある幼児・児童生徒に対し、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう、保護者との相談を重視して専門家の意見を聞き、就学支援の適正を図ります。

(5) 特別支援教育

【具体的な取組】

① 特別支援教育助手の配置

各学校の特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒に、一人一人のニーズに応じた指導と支援の充実を図るため、「特別支援教育助手」を配置し

ます。

② コーディネーター研修会の実施

各学校の特別支援教育コーディネーター^{*1}を対象とした研修会を実施し、コーディネーターとしての資質向上に努めるとともに、各学校における特別支援教育に関する研修や教職員で構成する校内委員会の充実を図ります。

③ 特別支援教育研究会との連携

特別支援教育研究会と連携し、特別支援教育の振興を図り、会員相互の研修並びに親睦を図るとともに、児童生徒間の交流及び共同学習を推進します。

【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
特別支援教育助手配置数	28人	34人



「コーディネーター研修会」



「特別支援教育助手による支援の様子」

(6) 英語学習・外国語活動

【具体的な取組】

国際化の進展に対応し、広い視野と国際感覚をもった児童生徒を育成するため、外国語指導助手（ALT^{*2}）を中学校等へ、英語指導助手（EAT^{*3}）を小学校へ派遣し、児童生徒が「生きた英語」に触れられる機会を設け、英語に親しめるよう取り組みます。

また、英語検定検定料の補助をすることで、児童生徒の自発的な能力開発や夢の実現に向けた取組を支援します。

【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
外国語指導助手（ALT）	6人	6人
英語指導助手（EAT）	3人	6人



「インターナショナルデーの様子」

(7) ふるさと教育（郷土学習）

【具体的な取組】

各小・中学校では、社会科や総合的な学習の時間等に、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録（原城跡）を含む、郷土の自然や文化、歴史などを愛する心を育むための学習を計画的に実施し、「ふるさと南島原市」について学ばせます。

そのような学習をサポートするため、郷土学習資料「わたしたちの南島原市」の初版を平成21年3月に発行し、平成26年3月に改訂しました。今後も、社会情勢の変化等に伴い、その改訂を行います。



「町探検の様子」

2 「豊かな心と志を育む教育」の推進

【現状と課題】

本市の子どもたちは、素直で、規範意識が高い傾向にありますが、切磋琢磨やコミュニケーション能力が乏しいという面が見られます。平成29年度は、病気以外で年間30日以上欠席した児童生徒、いわゆる不登校の児童生徒は27名で、全児童生徒の約0.8%に当たります。この割合は全国や県と比べると少ない傾向にありますが、依然として大きな課題となっています。

各学校においては、児童生徒及びその保護者に寄り添った教育の実践に努めています。また、様々な問題を抱えた児童生徒及びその保護者に対して、教育委員会は県や関係機関等と連携してスクールカウンセラー^{※4}やスクールソーシャルワーカー^{※5}の配置や派遣を行うなど、教育相談体制の整備に努めています。

さらに、本人や保護者への教育相談とともに、進級・進学を目指した学習を支援するため、特に、中学生の進学に当たっては、高等学校等との連携を強化していきます。

(1) 道徳教育

【具体的な取組】

近年、深刻化したいじめ問題等を受けて、道徳の教科化がなされ、「答えが一つではない課題に子どもたちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換が求められています。

本市においても、「確かな学力」を身に付けた児童生徒の育成のために、「豊かな心と志を育む教育」の基盤となる道徳教育のさらなる充実に努めます。

「いじめられた子供は、学校に通えなくなったり、心身の発達に重大な支障を生じたり、尊い命が絶たれるという痛ましい事案も発生しています。いじめた子供も、法律又は社会のルールに基づき責任を負わなければならない場合があるとともに、その心に大きな傷を残します。「いじめのつもりはなかった」、「みんなもしていたから」ではすみません。また、いじめられている子供を見ていただだけの周囲の子供も、後悔にさいなまれます。

子供たちを、いじめの加害者にも、被害者にも、傍観者にもしないために、「いじめは許されない」ことを道徳教育の中でしっかりと学べるようにする必要があります。」

いじめに正面から向き合う「考え、議論する道徳」への転換に向けて（文部科学大臣メッセージ）より
平成28年11月18日

(2) 人権・同和教育

【具体的な取組】

① 人権・同和問題に関する授業等の実施

各学校においては、児童生徒の発達段階を踏まえ、地域や各学校の実態に応じた人権・同和教育の授業を実施するとともに、インターネットやSNS等によるいじめを含めた人権侵害の実態把握に努め、保護者や関係機関等と連携した改善対策を推進します。

② 人権・同和教育に関する校内研修等の推進

教職員自らが人権感覚を磨き、様々な人権課題について認識を深め、今日的な人権課題等に対応できる実践力を付けるための各種研修会への参加、各学校での校内研修の実施を推進します。

【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
人権・同和問題に関する授業を実施	100%	100%
人権・同和教育の校内研修の実施	100%	100%



「人権集会での講話」



「人権集会でのワークショップ^{*6}」

(3) 平和教育

【具体的な取組】

児童生徒の発達段階や地域等の実態を踏まえ、学校における全ての教育活動を通して、平和で民主的な社会の形成者として必要な資質と実践的態度を育成する必要があります。

「8/9長崎原爆の日」の登校日に各学校で平和集会を開催し、平和に関する発表や平和宣言等を行います。人間尊重を基盤として、社会や人類の幸福のため、平和を願う豊かな人間性を持った子どもを育成します。



「平和集会での発表」



「平和集会での読み語り」

(4) キャリア教育^{*7}

【具体的な取組】

児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

また、児童生徒が社会人・職業人として自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、望ましい職業観・勤労観を育成するとともに、地元で活躍されている方の職業講話等を通して、郷土を愛する心を育てます。



「地域の方から職業について学ぶ」



「職場体験」

(5) 教育相談体制

【具体的な取組】

① 心の教室相談員の配置

児童生徒や保護者の相談対応、家庭訪問等を通して相談体制の充実を図っていきます。児童生徒が気軽に相談室を訪れて話をしたり、活動を共にしたりすることで、悩みやストレスを解消する手助けをする相談員を小・中学校に配置します。

また、定期的に心の教室相談員連絡協議会を開催して、児童生徒への対応の仕方や保護者、教職員等との連携の方法について研修する機会をつくります。

② 通級型心の教室「つばさ」の運営

通級型の心の教室へ施設相談員を配置することにより、心理的・情緒的な理由によって登校できない状態にある児童生徒に対して、個別や小集団での相談・指導を通して、学校への復帰を目指した支援を行います。



「つばさ外観」



「つばさ学習室」

③ スクールカウンセラーの配置

県のスクールカウンセラーを小・中学校に配置し、児童生徒の問題行動等の解決に資するようにします。スクールカウンセラーは、児童生徒や保護者、教職員への相談業務や助言を行うとともに、心の教室相談員や教職員との連携を行うことで、より充実した相談体制を整備します。

【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
心の教室相談員の配置(学校・つばさ)	20名	20名
スクールカウンセラーの配置	7校	10校
不登校児童生徒数	0.8%	0.5%

(6) 読書活動

【具体的な取組】

本市では、学校図書館の充実を図るために、市立図書館と学校図書館が連携し、子どもの読書の推進に努めています。今後とも小・中学校へ近隣の市立図書館から図書館職員を週1回派遣し、学校図書館経営の充実を図り、より活用しやすい環境づくりに取り組めます。

また、学校教育の中で、学校図書館の充実が図られるよう、子どもの要望に応じた図書や豊かな心を育てるための図書を計画的に購入し、蔵書の充実に努めます。



「棚・テーブル・椅子の配置」



「読書月間のお知らせ」

(7) 芸術・科学技術教育

【具体的な取組】

① 北村西望賞教育美術展の実施

南島原市の出身で名誉市民である北村西望氏の御功績をたたえるとともに、市内小・中学校の美術教育の振興を図り、児童生徒が美術を通じて、感性を高め、芸術力を育むことを目的とし、北村西望賞教育美術展を開催します。

② 古野賞科学技術展の実施

南島原市の出身で名誉市民である古野清孝・古野清賢 御兄弟の御功績をたたえるとともに、市内小・中学校の科学技術教育の振興を図り、児童生徒が科学や技術に興味を覚え、自らの資質に気付き、更には才能を開花させることを目的とし、古野賞科学技術展を開催します。

【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
北村西望賞教育美術展の出展数	420作品	420作品
古野賞科学技術展の出展数	113作品	120作品



「第11回北村西望賞作品」



「第11回北村西望賞教育美術展・古野科学技術展表彰式」

3 「健やかな体を育む教育」の推進

【現状と課題】

子どもの成長過程において、体力は欠かすことのできない重要な要素です。本市の児童生徒の体力・運動能力について、全国体力・運動能力調査の結果から見ると、敏捷性や持久力については優れているものの柔軟性に課題がみられます。運動習慣等調査の結果からは、運動部への所属率及び運動の実施状況について、「二極化」が進んでいる状況が伺えます。また、朝食の摂食状況や睡眠時間については、おおむね良好な状況が続いています。

今後も、体育の授業のみならず、学校教育全体での取組により運動の日常化を目指し、家庭や地域と連携した取組をさらに推奨します。

(1) 学校体育

【具体的な取組】

① 体力・運動能力調査の実施

調査結果の分析を基に、各校の実態に合わせた体力向上アクションプランを作成し、各学校のPDCAサイクル[※]を活性化させます。また、生活習慣、運動習慣の改善と保護者への啓発を図ります。

② 体力向上支援事業等の活用

長崎県教育委員会が主催する「フィットネスチャレンジながさき」や「体育的活動サポーター派遣」等の体力向上支援事業等を積極的に活用します。体育の授業及び運動部活動等において、仲間と協力して記録を目指したり、専門的な指導を受けたりす

る活動を通して、児童生徒に運動の本質的な楽しさを味わわせ、運動の習慣化を目指します。

③ 中学校総合体育大会の推進

中学生の体育の振興を図るため、南島原市中学校体育連盟に対し、環境・経費等の支援を行います。

「陸上大会」と「駅伝競走大会」は、雲仙市との共催で、球技・武道大会は本市単独で開催しており、より多くの生徒が参加できる環境を整え、競技力の向上を図ります。



「陸上大会」



「球技・武道大会」

(2) 健康教育・食育

【具体的な取組】

① 学校保健会との連携

学校保健安全法に定める学校における児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒の安全の確保が図られるよう南島原市学校保健会と連携を取りながら、学校保健安全法の趣旨に沿った成果を確保します。

また、南島原市学校保健会（保健主事部会、養護教諭部会等）が開催する研修会との連絡調整を図るとともに、学校保健会を構成する医師会、歯科医師会等の研修会に参加し児童生徒の安全確保と健康づくり推進に協力します。さらに、学校保健委員会活動の活性化を図ります。

【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
学校保健委員会組織率	100%	100%

② 学校給食を通じた食育の推進

食育の推進については、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせるため、栄養教諭、学校栄養職員等が市内各学校を巡回し、給食時間等を利用して食育指導を行います。

また、南島原市ひまわり食育推進計画（ひまわりプランⅢ）を基本に南島原市食育推進協議会並びに市内6ブロックの食育推進協議会と連携を図りながら、健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等に努めます。



「全体協議」



「ブロック別協議」

③ 学校給食における地産地消の推進

地産地消を推進するために南島原市有機農業推進協議会、南島原市学校給食研究会栄養士部会等との連絡調整を図り、地場産品の学校給食への活用を推進します。また、素麺等の郷土食材を積極的に取り入れることで、地域の食文化への理解を深めるとともに、ふるさとを思う心を育てます。

(3) 防災教育・安全教育

【具体的な取組】

① 通学路の安全点検の実施

平成26年12月に策定された「南島原市通学路交通安全プログラム」に基づき、学校及び関係機関とともに通学路の合同安全点検を実施し、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

② 「普賢岳噴火災害を語り継ぐ日（9月15日）」の推進

普賢岳噴火災害における大火砕流により、平成3年9月15日に大野木場小学校旧校舎が焼失しました。全小・中学校において、毎年その日を「普賢岳噴火災害を語り継ぐ日」として、ふるさと南島原の人たちがどんな気持ちで困難に立ち向かったか、復興までどんなに頑張ってきたかを忘れないために学習活動を仕組み、防災教育を推進します。



「噴火災害の説明」



「児童の発表」

4 学校や教職員等を応援する学校サポートの充実

【現状と課題】

教職員は、児童生徒の心身の発達に関わり、その人格形成に大きな影響を与える存在であることを自覚し、その資質・能力を絶えず向上させるために、研究と修養に努めなければなりません。また、社会情勢の変化と様々な教育的な課題への対応に伴い、教職員には、様々な要求が向けられており、児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、安心して職務に取り組める環境づくりも課題です。

本市では、市の教育の在り方の実現を目指して己の人格の高揚に向けて励むとともに、確かな実践力を高めるため、喫緊の課題や教職員のニーズに応じた研修を行っていますが、平成28年度から、より学校現場の実態に応じた研修にするため、講座内容を見直しました。

また、中学校と高等学校の教職員が、授業や学習指導の在り方等の研究を進め、教科指導力の更なる向上を目指して連携を図っていきます。

(1) 教職員研修「さきがけ」

【具体的な取組】

① マネジメント（管理・経営）講座（受講対象者：希望者）

組織の目標・目的を達成するために、必要な要素に焦点を当てた講座を開設します。

ア コーチング：児童生徒や同僚に対してのコーチングの理論と実践力の向上を図ります。

イ リスク：学校におけるリスクマネジメントの実際を学び、教職員としての対応力の向上を図ります。

ウ カリキュラム：学校教育目標とカリキュラムマネジメントを学び、教職員としての実践力の向上を図ります。

② 学力向上講座（受講対象者：希望者）

市学力調査の分析を基にした各学校における学力向上のための具体的方策を考え、対策のPDCAサイクルについて学びます。

③ 授業改善講座（受講対象者：希望者）

「学力向上推進員」を委嘱し、先進校視察等の報告により講座を開設し、授業改善を図っていきます。

④ TAL^{*9}講座（Teacher Active Learning）（受講対象者：希望者）

児童生徒への実際の指導を通して、教師の指導力向上を図っていきます。

⑤ 教育講演会（受講対象者：全教職員）

全ての教育活動の中で、校長の教育理念を具現化する、南島原市立学校の教職員としての実践力の向上（スキルアップ）を図ります。

⑥ 南島原学講座（受講対象者：希望者）

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」をはじめとする南島原市の歴史遺産に関する現地研修を通して、教職員の視野を広め資質向上を図ります。

【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
開催講座数	15講座	13講座



教職員研修「さきがけ」

(2) 学校支援共同実施連絡協議会

【具体的な取組】

学校における事務処理の効率化と学校運営等に関する支援を行うため、市内の小・中学校を4ブロックに区分し、それぞれの地区に学校の事務職員等で組織する学校支援共同実施室を設置しています。

この学校支援共同実施室の円滑な運営と整備・充実を図るため、学校支援共同実施連絡協議会を定期的で開催します。

5 子どもの学びを支援する教育環境の整備

【現状と課題】

平成29年度において、市立小学校は17校（分校を含む。）ありますが、その内の4校は複式学級^{*10}を有しています。学級数では、全小学校で98学級ある普通学級の内、7学級が複式学級となっています。

学校給食調理場は市内にセンター方式調理場6か所、自校方式調理場1か所の7か所の調理場体制で市内の全小・中学校等に完全給食を調理・配送しています。

学校は、学習の場であると同時に、児童生徒と教職員が一日の大半を過ごす生活の場であることから、安心、安全、快適な環境が確保されなければなりません。現在、南島原市内の小・中学校の耐震化は、全て耐震工事を完了しています。

(1) 小学校適正規模・適正配置化

【具体的な取組】

小学校児童の学校生活における教育環境面の平準化を図るため、本市の適正規模・適正配置化の第一段階として、現存する複式学級の解消を計画的に進めます。

【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
市立小学校の数（分校を含む）	17校	15校
市立小学校の複式学級数	7学級	0学級
市立小学校の学級数（普通学級）	98学級	96学級

(2) 集中型学校給食共同調理場（給食センター）

【具体的な取組】

南島原市総合計画（後期計画）に基づいて、新たな集中型学校給食共同調理場（給食センター）を整備します。既存の調理場を廃止し、旧龍石小学校跡地に平成21年に施行された新学校給食衛生管理基準を満たした新・学校給食センターを建設し、市内の小・中学校全ての児童生徒に安全・安心で均一な学校給食の提供を行います。

【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
学校給食調理場数	7か所	1か所



「センター方式給食調理場」



「調理された学校給食」

(3) 学校施設

【具体的な取組】

① 学校施設の耐震化工事

耐震診断の結果、補強が必要とされた校舎、屋内運動場については、耐震化計画に基づき耐震補強及び改築工事を実施し、平成26年度には耐震化を完了しました。

今後は、非構造部材についての耐震対策を進めていきます。

② 学校施設整備・改修事業

学びの場としての学校施設の安全点検と環境づくりに努めるとともに、市内全施設の劣化状況や破損状態及び危険度を定期的に把握し、適切な修繕や改修工事を計画的に行います。

③ 南島原市学校施設整備基金

年々老朽化する学校施設の教育環境整備に要する財源確保のため、平成29年度から南島原市学校施設整備基金の創設を行いました。

今後は、学校施設の改築工事、長寿命化改修工事、大規模改修工事などの経費に計画的に充当していきます。

(4) 就学支援

【具体的な取組】

① 就学援助

本市に住所を有し、市内の小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、経済的な理由により就学が困難な者に対し、学用品費・修学旅行費・校外活動費・学校給食費等を心配することなく義務教育が受けられるよう、就学援助制度の適正な実施に努めます。

② 遠距離通学支援

市内小学校・幼稚園における遠距離通学児童・園児の通学、通園条件の緩和及び安全確保を図るため、通学・通園時の送迎バス（スクールバス）を運行するとともに遠距離通学児童生徒の保護者に対する通学費補助を実施し、保護者の負担軽減を図ります。

③ 奨学金制度

学習意欲に富み、優れた資質を持ちながら、経済的理由により就学が困難である学生に学資を貸与し、有能な人材の育成を図ります。

なお、市民への制度の周知は、市広報紙及びホームページを通じて行います。

また、償還金の確実な回収や延滞の防止及び延滞の長期化を防ぐため、自動口座振替制度加入の促進、口座振替不能者への督促状送付と電話督促、連帯保証人に対する督促の早期化など未納対策を実施し、制度の円滑な運用に努めます。

さらに、奨学資金貸付者のうち、市内に居住し就労している人に、償還金の一部について補助金を交付します。

6 幼児教育の推進

【現状と課題】

今日の少子高齢化の進行、核家族化、グローバル化や技術革新の進展といった社会環境の変化の中で、子どもたちは地域で友達と関わって遊んだり、屋外で体を動かして汗

を流したりする機会が少なくなっています。また、自然の不思議さや驚きを感じることも、様々な直接体験をすることも減ってきています。

本市の幼児教育においては、地域の自然や人を生かした体験活動に取り組んでおり、多様な体験を通じて豊かな感性を育て創造力を高めるように努めています。

今後さらに、遊びを中心とした幼稚園や保育園等の生活から教科学習が中心となる小学校の生活への円滑な移行を図るため、小学校との連携を強化していきます。

また、教職員が各種研修会に参加したり、小学校との交流を深めることにより指導力の向上に努めます。

(1) 多様な体験活動

【具体的な取組】

指導計画、教材研究を充実し、幼児と小・中学生にとって意義のある交流活動ができるようにします。また、高齢者施設を訪問したり、敬老会に参加したりして高齢者とのふれあいを大切にするとともに、地域の人々の支援を受けながら、地域の自然や伝統に触れる機会を増やします。

(2) 子育て支援事業

【具体的な取組】

① 就園奨励費補助金の助成

本市に住所を有し、私立幼稚園に就園している幼児の保護者に対し、幼稚園の就園を奨励するために、入園料及び保育料の一部を「南島原市私立幼稚園就園奨励費補助金」として助成します。

② すこやか子育て幼稚園支援事業補助金の助成

本市に住所を有し、小学校4年生以下の児童を2人以上扶養しており、第2子以降の児童を幼稚園に入園させている保護者に対し、保育料を「南島原市すこやか子育て支援事業補助金」として助成します。

(3) 幼稚園訪問

【具体的な取組】

① 訪問指導

幼稚園のニーズに応じた指導を行うために、指導主事等が幼稚園を訪問し、継続的な支援を行うことで、教職員の指導力向上を図ります。

② 行事参観

入学式、運動会、生活発表会、卒園式、その他の行事において、指導主事等が参観し、園児の様子や教育の成果を見る機会とします。

第2節 社会教育の推進

1 生涯学習のひとづくり・まちづくり

【現状と課題】

生涯学習は、幼児期、児童期、青少年期、成人期、壮年期、老年期といったライフステージの中で行われ、心豊かで生きがいのある人生を送るために、生活の充実や職業の知識、技術の向上など自己の充実や自立を目指し、一人一人が自由な意思に基づき行う学習活動です。

しかし近年、産業構造の変化、少子高齢化、過疎化、価値観の多様化など社会経済環境が変化する中で、社会の成熟化に伴う学習需要の増大、社会・経済の変化に対応するための学習の必要性の観点から、生涯学習社会の構築が求められています。

この生涯学習の取組によって個人が豊かになり、その活動を通じて人々がふれあい、つながりを深め、地域のコミュニティが形成されることが期待されます。

このように、自己を高める生涯学習は、まちを創造していく活動へつながり、まちづくりの原動力となるため、市民と関係団体、行政が一体となって生涯学習を進め、豊かな心を育む生涯学習ひとづくり・まちづくりに取り組む必要があります。

また、市民の学習拠点である市内の公民館等の社会教育施設において、市民が自主的に開設している自主講座は、趣味や稽古事に関するものが大半を占め、公民館が開設する単発講座の利用者も特定の市民に偏る傾向が見られ、その大半が高齢者となっているのが現状です。

こうしたことから、若年層を含む幅広い世代や不特定の市民が受講しやすい学習メニューを充実し、あらゆる世代が学習できる環境づくりが求められます。

(1) 社会情勢に対応した生涯学習の推進と学習環境の整備

【具体的な取組】

① 生涯学習機会や情報提供の充実

それぞれの世代がライフステージに応じ、現代的課題に対応した多様な学習機会を提供するとともに、市民グループの学習等も含めた情報提供を充実することで、学習の成果を人から人へ、地域社会の中へ、世代を超えて環流できるようなシステムの構築をめざします。

② 学習環境の整備

市民の自主的な学習の場所の確保に努め、地域活動を支援するため、あらゆる世代が集うことができる環境づくりを目指します。

③ 地域に開放され、人が集う公民館

公民館等の社会教育施設が、地域コミュニティ形成の拠点としての役割を果たし、だれもが気軽に立ち寄り、情報交換や交流ができる場となるように努めます。

また、公民館まつり(仮称)などを通じて、地域の教育・文化の輪を広げていきます。

④ 専門的職員の配置と公民館職員の資質向上

社会教育活動全般の指導的役割を果たす社会教育主事の育成を計画的に進め、有資格者の配置増を図ります。

また、公民館に社会教育指導員を配置し、職員一人一人が自己研鑽に努め、各種研修会への積極的な参加を通じて、職員の資質向上に努めます。

⑤ 社会教育施設整備と改修等の実施

経年劣化による施設の維持補修費が増大していく中で、計画的に施設整備を進めるとともに、利用者が安心して利用できるよう公共施設等総合管理計画に沿った改修等を実施します。



「公民館講座」



「高齢者学級」

(2) 活力ある地域づくりの推進

【具体的な取組】

① 地域学習の推進

地域における様々な課題の解決につながるような学習や研修の機会を提供し、市民一人一人が今後の南島原市を考え、地域課題を的確にとらえ、時代に即した地域のリーダー育成と関係機関や団体との連携強化、問題解決の仕組みづくりや持続可能な組織の形成を図るため、「地域の力を考える集い」を開催します。また、地域活動の拠点としての公民館等の社会教育施設の役割を、より一層充実します。



「地域の力を考える集い」

② 社会教育関係団体等との連携強化による地域団体への支援

市民の主体的な学習活動を支援するため、社会教育関係機関や団体との連携及び協

力体制の整備を図り、各種社会教育団体をはじめ自治会や学校、各種団体との連携を密にし、協力し合いながら地域づくり事業を支援します。

③ 地域人材の育成・活用

地域において社会教育や文化、スポーツ等、様々な分野で専門的な知識や技能を持つ人材の発掘に努め、優秀な人材を生涯学習活動の中で積極的に活用します。

④ 地域資源の活用・伝統文化の継承

地域にある伝統行事、風習、有形無形の文化財等の地域資源を掘り起こすとともに、こうした貴重な資源を公民館活動に積極的に取り入れながら地域文化を継承し、地域づくりに生かします。



「寺子屋21」

(3) 読書教育による知の地域づくり

【具体的な取組】

① 子どもの読書活動及び学校との連携事業の推進

学校図書館に市立図書館の司書を派遣し、読書指導計画等について情報を共有し、資料の団体貸出・特別貸出やレファレンスサービス^{※1}、資料選択をはじめとする学校図書館運営への助言等の体制づくりに取り組み、子どもの読書活動を推進します。

② 図書利用環境の充実

市立図書館（室）が市内6館2室（各地区1施設）という恵まれた特色ある環境を生かし、市民がいつでも、どこでも、誰とでも気軽に利用できる生涯学習の場として、学習要求にきめ細かく応えられるよう、図書施設や図書資料等の読書環境の整備充実を図ることで、知の地域づくりを目指します。

③ 図書ボランティアの養成

市立図書館や学校図書館における各種事業や、幼・保育園、その他の施設においても、積極的なボランティアの活用が求められており、子ども読書活動に関わる人材を育成します。



「おはなしカーニバル」



「読書サポーター養成講座」

④ 図書館友の会支援

市民の読書への関心を高めるため、市の図書館活動に協力、奉仕その他の諸活動を行っている各ボランティア団体の活動を支援し、さらに研修会や交流会の開催でそれぞれのスキルアップを図ります。

(4) いじめや差別のない社会をめざして

【具体的な取組】

一人一人の人権が尊重される差別のない社会をつくるために、関係部署や機関と連携し、市民と行政が共に考える学習を推進します。



「小学生人権学習会」



「中学生人権学習会」

【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
社会教育施設利用者数	200,799人	280,000人
公民館講座の開設数	56教室	70教室
市民への蔵書貸出冊数	400,521冊	450,000冊

2 次代を担う子どもたちの健全育成

【現状と課題】

本市の将来を担う人材として、心身ともにたくましく、心やさしい創造力に富んだ子どもの育成は、家庭、学校を含めた地域全体で支え育んでいくことが重要です。自ら学び、自ら考える資質や能力を身につけていく学習が子どもの育成には不可欠であり、異年齢集団や自然の中での様々な体験は、心豊かでたくましい子どもを育む上で必要かつ有効であることから、こうした機会の提供及び活動の拡充を図る必要があります。

また、青少年育成市民会議、子ども会などの関係団体の活動の活性化に向けて支援するとともに、これらの団体と連携・協力して子どもを核とした人づくり地域づくりが求められています。



(1) 地域ぐるみの健全育成活動

【具体的な取組】

① 青少年育成市民会議等の関係団体の活動支援及び連携

家庭、学校を含めた地域全体で子どもたちを支え育んでいくことは、今後ますます重要であり、引き続き、青少年育成市民会議、子ども会などの関係団体の活動の活性化に向けて支援するとともに、これらの団体と連携・協力して特色ある活動を通して地域づくりに取り組みます。

② 青少年の見守り活動・非行防止活動の充実

地域、関係機関と行政が連携を密にし、市民が主体となった青少年の見守り活動・非行防止活動を充実します。



「ココロねっこ運動」



「のびのび少年デー」

(2) 地域の教育力を生かした交流・体験活動の充実

【具体的な取組】

① 放課後の安全な子どもの居場所づくり

放課後や週末等に、学校や社会教育施設等を活用して、地域の方々の参画を得ながら、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を実施することにより、夢や目標に向かって、たくましく生き抜く子どもの育成を図ります。



「放課後学習クラブ」



「南島原未来塾」

② 地域で学ぶ通学合宿の推進

子どもたちが家庭から離れ、仲間と4日から1週間程度の合宿を通して、日頃体験できない集団生活体験や自発的活動体験等を経験することで、家庭の大切さを実感するとともに、自主性や協調性を培い、心豊かにたくましく生き抜く能力を身に付けるとともに、保護者は家庭教育のあり方を見つめ直す機会とします。

また、事業に地域住民の参画を得ることで、子どもを核とした温もりのある地域づくりを図ります。

③ 交流事業及び体験活動の充実

将来に対する目的意識や社会性、主体性を培うための様々な交流事業の推進と体験活動の充実を図ります。



「有家小学校通学合宿」



「こころのふるさと交流事業」

(3) 地域による学校支援の充実

【具体的な取組】

① 学校支援会議の充実

学校支援会議を核として、学校・家庭・地域が連携協働し、地域住民等の参画による学校や地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせて、学校支援、家庭の教育力の向上に向けた取組や放課後対策、子どもの安全確保のための見守り等、様々な教育支援活動を進めていきます。



「登校見守り」



「学校支援会議研修会」

【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
放課後子ども教室開設数	92教室	99教室
通学合宿実施地区数	2地区	7地区
学校支援会議コーディネーター ^{*12} 数	2人	23人

② コミュニティ・スクール^{*13}の推進

学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できるように、「社会総がかりでの教育」の実現を目指し、学校支援会議や学校関係者が連携・協働してコミュニティ・スクールの推進に努めます。

【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
コミュニティ・スクールの数	0校(0地区)	1校(1地区)

3 子育て・家庭教育支援体制の充実

【現状と課題】

家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの豊かな情操や基本的な生活習慣、思いやり、善悪の判断力など基本的な倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心などを養う上で、重要な役割を担っています。

しかし、少子高齢化や家庭を取り巻く環境の変化、人間関係の希薄化などにより、子育てに不安や負担感を抱く親の増加が指摘されており、家庭教育の自主性を尊重しつつ、社会全体が家庭における子育てや教育を応援し、支えていくことが強く求められています。

このため、福祉部局やPTAをはじめとする関係機関と連携し、子どもの成長期に応じた子育て支援、家庭教育支援により、家庭教育環境の充実と教育力の向上を図る必要があります。

(1) 家庭での教育力の向上（親学び）

【具体的な取組】

① 家庭教育学級の充実

保護者が家庭教育について見直す機会や情報交換の場を設けることで、親としての在り方を考える「親学び」の気風を醸成するとともに、様々な教室や体験型教室を通して子育ての喜びが実感できる機会の充実に努めます。



「家庭教育学級」



絵:熊谷有展「educate」

② 家庭教育に関する情報の提供及び相談体制の充実

保護者に対し、家庭教育に関する情報や学習・交流の機会の提供、相談・支援機能の充実に努めます。

(2) 地域ぐるみの子育て支援

【具体的な取組】

① 子育て支援を行う人材の養成

子どもたちの育成に携わる人材の発掘・養成を積極的に行い、子育て支援の人材として活用します。

② 家庭教育支援の体制づくり

幼・保育園、学校、地域及び関係機関と連携して、不安や悩みを抱く子どもと保護

者などの相談に対応するための体制を整備します。

また、家庭教育の重要性について機関紙などを通じて広く啓発し、家庭や地域における教育力の向上に努めます。



「家庭教育支援プログラムファシリテーター養成講座」



【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
家庭教育学級開設数	47教室	48教室
家庭教育支援ファシリテーター※14数	110人	160人
子育てサロン利用者数	405人	500人

4 文化・芸術のまちづくり

【現状と課題】

ふるさとの自然や歴史、産業などを学び、郷土の成り立ちを知ることが、ふるさとに誇りを持ち、地域に貢献しようとする心へとつながります。地域に根ざした貴重な文化遺産は、我々に誇りと愛着をもたらしてくれます。

本市では、「先踊り」、「浮立」などの郷土芸能が、各地域の伝承者等により、絶やすことなく守られています。しかしながら、多くの分野で指導者や後継者の減少が心配されており、郷土文化・芸術に対する市民の関心の向上、保存と継承を支える指導者や後継者の育成が課題となっています。

また、本市は、日本を代表する彫刻家である 北村西望 氏の故郷であり、日本で最初に銅版画が制作されたまちでもあります。今後も先人の業績を顕彰し芸術性を取り入れたまちづくりを進めるとともに、舞台芸術や展覧会など、本物の芸術文化に触れる機会の拡大に努める必要があります。

(1) 文化・芸術鑑賞機会の提供

【具体的な取組】

① 文化・芸術鑑賞機会の充実

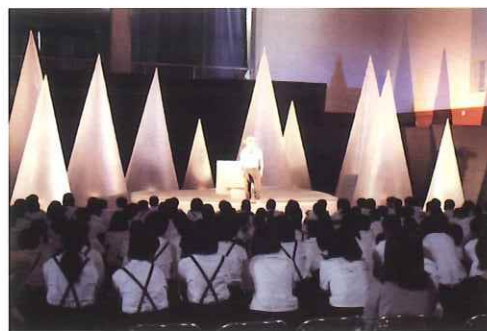
多くの市民に親しまれる本物の舞台芸術や展覧会などの鑑賞機会を提供し、文化・芸術の振興と豊かな地域づくりの推進に努めます。

② 豊かな感性を育む青少年の文化活動の推進

感性豊かな子どもの情操の涵養を図るため、発達段階に応じた鑑賞機会を提供します。



「県展移動展」



「青少年劇場」

(2) 市民文化・芸術活動の推進

【具体的な取組】

① 文化団体の育成・支援

芸術性の高いまちづくりを目指し、芸術・文化団体の育成と活動を支援するとともに、市民自らがより自立的・自発的に文化・芸術活動に取り組む環境づくりに努めます。

② 歴史遺産を活用したまちづくり

本市の優れた文化・芸術を広く国内外へアピールするため、銅版画「セビリアの聖母」や北村西望氏などの歴史的文化遗产や芸術資産を活用した事業を実施し、歴史と文化のあふれるまちづくりに努めます。



「セミナーヨ現代版画展」



「南島原市文化祭」

③ アートビレッジ・シラキノ事業

廃校となった旧白木野小学校の再活用を行い、文化芸術を核とした地域交流拠点施設とし、若手芸術家を招聘するアーティスト・イン・レジデンス事業を実施します。地域や国籍を越えて芸術家が共に創作活動を行なうことで若手芸術家の発掘、育成等を図りつつ、創作作品の発表や芸術家との地域住民等との交流活動を行い、芸術や異文化に対する相互理解と創造性豊かな地域づくり、人づくり、交流人口の拡大に努めます。



「室内ギャラリー」



「施設外観」

(3) 郷土文化・芸術の保存と継承

【具体的な取組】

① 芸術文化活動を生かした人づくり

歴史的・文化的に価値ある伝統文化や伝統芸能を正しく後世に伝えるとともに、市民がふるさとの歴史や文化に誇りと愛着が持てるよう、郷土の文化・芸能を学ぶ機会や発表する機会等を提供します。

② 郷土芸能の保存と継承

各地域に伝わる伝統文化や伝統芸能の継承と発展を図るため、後継者の育成や文化団体への支援を行います。



「のぞきからくり保存会」



「半島伝承芸能大会」

【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
文化公演数（鑑賞機会の提供）	9回	10回
郷土芸能保存会構成員数 （後継者育成）	169人	200人

第3節 スポーツの振興

1 生涯スポーツの普及と育成

【現状と課題】

これまでの競技スポーツに加えて、余暇社会と少子高齢化社会の到来により、近年、市民の生涯スポーツに対する意欲は一層高まり、健康やスポーツ活動に対するニーズも多様化し、行政としての柔軟な対応が課題となっています。

本市においては、原城マラソン大会や南向きファミリー元気フェスタ、水泳教室などスポーツイベントやスポーツ教室等を開催しながら、生涯スポーツの普及を図っています。

しかしながら、多世代や多種目の実施には至っておらず、今後はスポーツを取り巻く環境変化に対応するために、各スポーツ団体と連携を取りながら、スポーツ振興を図る必要があります。



「幼児を対象としたからだ遊び」



「南向きファミリー元気フェスタ」

(1) スポーツイベントの開催

【具体的な取組】

① 南向きファミリー元気フェスタの実施

子どもたちの体力づくりと運動能力向上のための運動体験イベントを実施します。

② 口加駅伝競走大会の実施

市内の小学生から一般までを対象に開催し、駅伝の魅力を通して、健康づくりの増進と市民の交流を推進します。

③ 綱引き大会の実施

小学生から一般までの参加者をクラス別に開催し、市民交流のスポーツイベントとして、体力向上とスポーツの振興を目指します。

④ 原城マラソン大会の実施

世界文化遺産に登録された史跡「原城跡」を周回するコースで実施し、市内の子供たちの競技力の向上と生涯スポーツとしての日常化を図ります。

また、広く市外からも参加者を募り、スポーツによる地域活性化を図ります。

⑤ 小学生水泳教室の実施

南島原市は加津佐前浜海水浴場をはじめとする美しい砂浜のある地域です。その恵まれた環境を満喫するために、水泳能力の向上と水難防止を目指します。

⑥ 市民スポーツ大会の実施

南島原市の競技スポーツの祭典として実施し、各競技団体の競技力の向上を目指します。

(2) スポーツ団体との連携

【具体的な取組】

① 南島原市体育協会との連携

南島原市におけるスポーツ競技の普及・振興を図り、市民の体力向上と健康増進に寄与するために、南島原市体育協会と連携し、ジュニア競技力向上の対策事業や研修会・講習会を開催し、指導者の資質の向上を図ります。

② 南島原市スポーツ推進委員会との連携

南島原市における生涯スポーツの振興や市民の健康・体力づくりを推進するために、南島原市スポーツ推進委員会と連携し、地域におけるスポーツイベントの実施や成人を対象とした新体力テスト等を実施します。

また、スポーツ推進委員の研修を実施し、資質の向上を図ります。

③ 総合型地域スポーツクラブ「TEAM ひまわり」との連携

市民が主体的に運営する多世代・多種目・多様な技術レベルに対応した総合型地域スポーツクラブの運営や育成を支援します。

また、学校の協力を得て小学生の体力テスト等のデータを収集・分析し、専門家指導のもと体力向上に向けた指導プログラムの構築を行います。



「原城マラソン大会」



「綱引き大会」

【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
原城マラソン大会参加者数	1,934人	2,000人
綱引き大会参加者数	358人	500人

2 競技力の向上

【現状と課題】

南島原市における競技力の向上は、体育協会を通じた各競技団体への活動支援を行い、体育協会が主催する講習会や大会により、競技力向上が図られています。

また、平成26年の長崎国体を機に競技力の強化に力を入れてきましたが、今後も南島原市から多くの国体選手の育成に取り組む必要があります。

(1) スポーツ力の強化

【具体的な取組】

① スポーツ専門指導員育成講習会の開催

市内のジュニアから一般の指導者を対象に、トレーニング方法や障害ケア、栄養学に関する講習会を実施し指導者の資質の向上と育成を図ります。

② 体育協会育成支援

市内の競技スポーツ団体で構成する体育協会へ、運営費等の助成を行い、各競技の普及と競技力向上のための支援を行います。



「栄養学講座」



「スポーツ障害予防講習会」

【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
スポーツ専門指導員講習会受講者数	33人	100人

3 スポーツ環境の整備

【現状と課題】

本市が所有するスポーツ施設は旧町単位ごとに体育施設が整備されており、日常的に競技スポーツや生涯スポーツに利用されています。

しかしながら、旧町時代に整備された施設のため、経年劣化による修繕箇所の増加や、小規模施設がほとんどであるため、大きな大会の開催は施設が特定され、駐車場の確保なども課題となっています。

今後は、スポーツ環境の向上のため維持管理の徹底と、機能充実等の整備計画を進める必要と併せて、各種スポーツ活動やレクリエーション、市外からのスポーツやイベント等の招致が可能な総合的または複合的な機能を有した文化・スポーツ施設の整備が必要です。

(1) 社会体育施設の充実

【具体的な取組】

① 社会体育施設の整備・管理

市民がスポーツに親しむ環境づくりに、社会体育施設の充実は、必要不可欠であり、安全性や利便性を損なわないように維持管理の充実を図ります。

また、大規模な改修や機能性の向上等の整備については計画的に行います。

② 多目的運動広場の整備

社会体育施設として整備することを目的に、閉校となった有馬商業高校跡地を県から無償譲渡を受け、様々なスポーツ活動やイベント、健康づくりの拠点として整備し、新たな交流・賑わいづくりの場として活用します。



「有家多目的芝生広場」



「世界遺産「原城跡」を走るランナー」

第4節 文化財の保護と活用

1 文化財の保護と保存整備

【現状と課題】

本市は長い歴史と貴重な文化財を有しています。その中でも特に縄文時代から弥生時代にかけての遺跡や、16世紀後半から17世紀前半にかけてのキリシタン関係の文化財は市の歴史を特徴付けるものです。文化財は国民共有の財産であり、これらを適切に保護・保存し、継承していくために、文化財の指定、管理、整備、公有化、発掘調査などを計画的に進めていく必要があります。

(1) 指定文化財等の保護管理

【具体的な取組】

① 文化財の指定

文化財は郷土の歴史・文化等を正しく理解していくために欠くことのできないものであり、その適切な保存・活用を図ることは極めて重要であります。文化財のうち重要なもの価値が高いものについては、文化財保護審議会の答申を受けて指定・選定等を行い、市の文化財として明確に位置付け、市民への周知を図り、文化財保護意識の高揚と保護及び活用の充実を図っていきます。

② 指定文化財等の巡視及び清掃活動

文化財の除草など清掃作業を徹底することは、文化財の保存状態の観察を容易にし、景観保全の観点からも意義は大きく、観光面からも重要な作業です。

原城跡・日野江城跡などの清掃活動を主として、定期巡回を兼ねた除草作業を実施します。

国及び県指定の文化財については県より委嘱された文化財保護委員の巡視を年3回実施していきます。

(2) 指定文化財等の保存整備

【具体的な取組】

① 原城跡保存整備事業

「史跡の保存管理計画書」及び平成22年度に策定し、平成28年度に改訂した「史跡原城跡整備基本計画書」に基づき、原城跡の保存ならびに活用整備事業を行い、保護と公開活用を図ります。

当面は平成32(2020)年度頃までに、本丸地区を重点的に整備します。主に石垣等の遺構保護、植栽の整理伐木、不要工作物の撤去、見学者のための誘導案内板整備、便益施設の確保などを目指します。同時に、調査の進んでいない本丸地区以外での確認調査も実施していきます。



「史跡原城跡」 2009年4月撮影

② 日野江城跡保存整備事業

「史跡の保存管理計画書」及び平成24年度に策定し、平成28年度に改訂した「史跡日野江城跡整備基本計画」に基づき、日野江城跡の保存並びに活用整備事業を段階的に実施することとしており、当面事業として、日野江城跡の中核をなす地区、本丸・二ノ丸の整備を優先的に進め、保護と公開活用を図りました。これまで発掘調査や各種調査が比較的進んでいる本丸及び二ノ丸を中心に、発掘調査成果を踏まえた整備などを進めるとともに、誘導案内板等の設置による見学者の誘導、整理伐木による景観の改善などを行いました。

今後は法面崩落対策及び管理用道路の整備計画を策定し、史跡の整備と併せ保護と公開活用を図ります。



「史跡日野江城跡」 2009年4月撮影



「日野江城跡二ノ丸検出の階段遺構」

※現在は保護のため埋め戻してある。

(3) 指定文化財等の公有化

【具体的な取組】

① 原城跡公有化事業

「島原天草一揆」の舞台として全国に知られ、城跡は有明海に張り出し、三方を海に囲まれた天然の要塞で今も当時の面影を残しています。昭和13年5月30日国指定史跡「原城跡」となりました。昭和40年代後半より不許可による無断現状変更が多発したため、昭和52年保存管理計画書を策定し、特に現状変更が予想される宅地化の傾向にあった中島地区及び田町門付近を公有化促進地域に指定して、現状変更による史跡の荒廃を防止するため昭和54年度から公有化事業に着手しました。保存管理計画の土地公有化の方針に基づき進めています。指定面積411,960.43㎡(昭和13年指定時)、うち史跡等買上事業で246,398.24㎡を公有化しています。今後も史跡の適切な保存管理を図るため公有化を進めていきます。

② 日野江城跡公有化事業

島原半島南部にある九州最古級の中世城郭であり、南北朝時代から戦国時代に活躍した有馬氏の居城であります。本丸を中心に二ノ丸、三ノ丸などが推定され昭和57年7月3日国指定史跡「日野江城跡」となっている、本丸・二ノ丸を昭和58年度から公有化事業に着手し、保存管理計画の土地公有化の方針に基づき進めています。指定面積115,992.06㎡(昭和57年指定時)のうち史跡等買上事業で73,157.90㎡を公有化しています。公有化が進んでいない三ノ丸(字観音山)等や平成25年6月21日付で、追加指定範囲とした字丸尾等の10,726.96㎡について、今後も史跡の適切な保存管理を図るため公有化を進めていきます。

(4) 埋蔵文化財の発掘調査

【具体的な取組】

① 埋蔵文化財発掘調査事業(開発事業)

埋蔵文化財は、土地に埋蔵された文化財であり普段は見ることはできないため、発掘調査等によってその価値や内容が分かります。その特異な性質のため、埋蔵文化財が存在する土地は「周知の埋蔵文化財包蔵地」として、未指定であっても文化財保護法の適用を受けます。包蔵地内での開発行為等を実施する場合は保護法に基づき、事前に教育委員会への届出が必要です。埋蔵文化財は現地での現状保存が望ましいものではありますが、現実的課題として各種開発事業を実施する上では困難な場合もあります。その対応策として保護法及び関係条例等に基づき、開発行為が埋蔵文化財に影響があるかの判断のための試掘・範囲確認・内容確認等の調査を実施し、その結果、影響があると判断した場合は、記録として保存するための本発掘調査を実施します。

特に市内各地で計画される圃場整備につきましても、大規模に実施される場合が多いことから、事前の事業照会を綿密に行い開発事業者に必要な説明と協力を依頼し埋蔵文化財の調査と保護に努めます。

② 埋蔵文化財発掘調査事業（学術目的）

縄文時代から弥生時代にかけての遺跡や、16世紀後半から17世紀前半にかけてのキリシタン関係の遺跡など、市の歴史を特徴付ける重要遺跡の発掘調査を実施し、その成果をもとに市の歴史や文化について研究・評価し、積極的に公開や活用場を設けていきます。

【目標とする指標】

指標名	平成29年度	平成34(2022)年度
原城跡史跡等公有化率	62.5%	70.0%
日野江城跡史跡等公有化率	66.5%	70.0%
文化財巡視活動回数（年間）	6回	6回

2 文化財の活用と普及

【現状と課題】

南島原市は世界遺産となった原城跡や国指定史跡日野江城跡といった史跡をはじめ、各所に点在するキリシタン墓碑、全国でも屈指の支石墓群である原山支石墓群、口之津が国際港であったことを偲ばせる旧長崎税関口之津支署庁舎、島原半島南部の古い照葉樹林相が残る岩戸山樹叢、また近年の発掘調査で見つかった埋蔵文化財、このほかにも数多くの貴重な文化財を有しています。

文化財の持つ意味合いを深く理解することにより、地域の歴史や文化が理解でき、文化的向上に資することができます。そうした情報の発信、歴史学習の支援などをさらに積極的に行っていくことが必要です。様々な媒体、手法をもって、文化財の普及と活用に努めます。

(1) 文化財普及活用事業の実施

【具体的な取組】

① 指定文化財及び遺跡情報等の周知活動

市ホームページを利用し、指定文化財の情報を提供します。長崎県遺跡情報システムの活用とともに、窓口においても遺跡照会事業を実施します。

② 文化財ガイドブック等の配布物の作成

市内の代表的な文化財を収録したガイドブック等を作成し配布することにより、現地での学習を支援します。作成した配布物は、観光事業等への提供も行い、幅広く活用します。

(2) 資料館等の管理運営

【具体的な取組】

① 企画展等の開催

市に所在する文化財や発掘調査の成果などを積極的に活用し、企画展などを開催して公開に努めます。活用・公開にあたっては、盗難や毀損などへの対策を十分に図ります。

② 古代技術体験事業の開催

市の歴史や文化を題材として古代技術などの体験教室を開催します。郷土の歴史や文化に触れる機会を多く作ることで、文化財愛護意識の高揚を目指すとともに、文化財愛護活動に対しては支援を行います。

【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
企画展・報告会等開催事業	2回	2回
体験教室等開催	2回	2回

3 歴史・文化施設等の整備

【現状と課題】

市には口之津歴史民俗資料館、深江埋蔵文化財・噴火災害資料館などの資料館施設がありますが、市の歴史や文化を総合的に紹介する施設、あるいは世界遺産登録の原城跡や国指定史跡日野江城跡および関係史料について重点的に紹介する施設は現在、設置されていません。今後、本格的な博物館施設の設置を目指す必要があります。

(1) 博物館施設等の整備推進

【具体的な取組】

「歴史・文化財を生かしたまちづくり」を進展させる上での極めて重要な取組です。

企画振興部企画振興課が地域振興や観光分野なども含めた検討委員会、プロジェクトチームにおいて博物館の在り方を検討し、平成25年度には南島原市歴史文化博物館のあり方検討委員会から「南島原市歴史文化博物館のあり方に関する提案書」の提出がありました。今後は市長部局と共に提案書を基に整備に向けた協議・検討を行います。

また、平成27年度から事業着手し整備を進めている口之津港再整備事業により口之津港ターミナルの一角に口之津港が辿った歴史をテーマとするガイダンススペースを整備します。本施設により南島原市の歴史を啓発し、世界遺産登録に併せた交流人口の増加と南島原市の海の玄関口としての拠点整備を目指します。

4 世界文化遺産の保存・活用

【現状と課題】

世界遺産とは、国際協力を通じた保護のもと、国境を越え今日に生きる世界のすべての人々が共有し、次の世代に受け継いでいくべき人類全体の「宝物」です。

本市の史跡である原城跡は、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として、ユネスコ^{*15}の世界遺産に登録されました。この史跡が世界文化遺産へ登録されたことから、国際的な価値が評価され、知名度が高まり来訪者が増加するなど地域の発展に大いに寄与することが期待されます。

本市では、原城跡とそれをとりまく緩衝地帯^{*16}を一体のものとして、守り、伝え、適切に活用することによって、地域住民の「誇り」を醸成するとともに、その価値を世界に発信していかなければなりません。また、これらの貴重な文化遺産を、未来永劫、守り伝えるためには、持続可能な史跡の保存、活用を図るための人づくりや地域づくりのしくみを構築することも重要な課題の一つとして考えられます。

(1) 世界文化遺産の構成資産としての保存及び整備活用（企画振興部世界遺産推進室との取組）

【具体的な取組】

① 構成資産の整備活用

世界遺産の構成資産である史跡原城跡については、整備計画に基づいて整備を実施しています。

また、史跡は、適切な保存管理だけでなく幅広い利活用を通じて社会の支持を受けることにより、次世代へ継承していかなければなりません。したがって、文化財の価値を損なわないことを前提に、活用しながら保存していくこととしています。そのため、外国人、若年層、高齢者や障害者など、多様な利用者層による利用を想定することが必要であり、地域全体の連携や協働により、来訪者が史跡の歴史・地域の歴史についての関心や理解を深めることができるような利活用プログラムを検討します。



原城跡本丸 整備イメージ図

② 周辺環境なども含めた保全体制の確立

世界遺産としての環境を保全していくためには、構成資産となる史跡地内の整備だけでなく、資産の周辺環境にも目を配り、一体的に保全し、良好な景観を保全していく必要があります。特に原城跡の近傍においては、住民生活の向上、社会基盤の整備、文化財の保存、景観の保全などと調和したまちづくりを目指し、市が設置している「南島原市景観審議会」などの意見を聞くとともに、国・県・関係各市町、学術委員会などと連携を図っていくこととします。

また、構成資産周辺のまちづくりに当たっては、環境や景観の保全に加えて、地域全体の活性化を図るために、整備活用の方針や具体的な取組を定めた周辺整備計画に基づいて事業の展開を図ることとします。その中で、原城跡の交通体系については、地域住民の利便性にも十分配慮しながら、資産に対する悪影響が想定される道路線形については見直しを求めるなど、県や市の道路管理者と連携して長期的な視野の下に改善策を検討し、それに合わせて周辺整備の取組を進めていきます。

③ 世界遺産の価値を明確に示すための調査研究

世界遺産の価値を明確に示すために、構成資産に限らず歴史的な史跡や歴史的価値があるものなどの修復・修景・整備を実施する場合、発掘調査等の学術調査の結果に基づき、高い精度を追求することが必要とされます。

そのために発掘調査の成果や歴史資料の収集など、構成資産に関する基礎資料を継続的に蓄積し、保存・活用上の諸課題を多角的に分析することが可能となるよう、研究成果の充実を図っていくことを目的として、庁内の体制強化や県などと連携しての調査・研究体制を検討していくほか、専門家により構成される学術委員会の開催、国内及び国外各地における研究者間のネットワークの活用を図るなど、積極的な情報収集に努めていきます。

④ 公開・活用施設の設置

世界遺産の公開・活用施設の設置に当たっては、資産に対する景観上の影響を十分考慮しつつ、来訪者に対する情報発信や便益などの機能を充足できるよう適切な位置・規模・意匠を定めることとします。

なお、当面の間は、有馬キリシタン遺産記念館を公開・活用を図る主導的な施設として位置付け、史跡周辺の施設との連携も図りながら、施設の体制や機能を強化し、それぞれの史跡の全体的な価値を一層理解していただけるよう努めます。

また、近い将来には、財政状況等を勘案しつつ、調査・研究活動を含む総合的な機関（博物館などの施設）や世界遺産関連施設を設置し、資産の保存と活用を推進します。

⑤ 文化財の価値に関する適切な情報提供

構成資産だけでなく地域の歴史に関する総合的な理解を促すために、情報提供のための企画として「発掘調査における現地での説明会」やイベントを継続的に実施するとともに、一層拡充させることとします。

また、情報提供の一環として、ガイドブック等の充実を図るほか、来訪者が安全かつ快適に構成資産を散策しつつ、その価値を理解することができるよう、資産を紹介したビデオなどの作製を行い、併せて児童・生徒を対象とした学校教育や市民を対象とした生涯学習の分野においても、それらの活用を図ります。

⑥ 世界遺産アクションプランに基づく取組の展開

世界遺産としての知名度を生かして地域の活性化につなげていくためには、貴重な歴史遺産を、地域住民に向けた公開活用だけではなく、広く国内外からの来訪者を受け入れる文化観光資源として活用し、史跡の保存を前提にしながら、地域振興の観点にも配慮した計画の確立が必要です。

そのため、資産を適切に管理しつつ、地域振興に繋げていくことを目的とした「南島原市世界遺産アクションプラン」を策定しました。

アクションプランは、官民協働での取り組みを発展的に実践するもので、適切に資産を守りつつ、資産の観光面における効果的な活用方法、宣伝事業の展開手法、外国人観光客の受入態勢の整備など、資産の価値に対する理解の促進や普及啓発などに関する方針や方向性を示したものです。

今後は、アクションプランの方針や方向性に沿った事業を展開していくために、資産の保護を前提とした適切な見学経路の設定及びトイレ等の便益施設の設置など、景観や環境の保全にも十分配慮した事業を示し、文化財の万全な保護の中、観光とうまく調和できる、より具体的な実施計画を策定し、庁内のそれぞれの部署で役割を分担しながら取り組んでいきます。

【目標とする指標】

指 標 名	平成29年度	平成34(2022)年度
原城跡整備事業進捗率	72.7%	100%
日野江城跡整備事業進捗率	80%	100%

用語解説

- ※1 特別支援教育コーディネーター (P13)
特別な配慮を要する児童生徒への適切な支援のために、関係機関、保護者と連絡・調整し、協同的に対応できるようにするための役割として校長が指名する。
- ※2 ALT (P13)
外国語指導助手(Assistant Language Teacher)を略してALTと呼んでいる。英語や外国語活動の授業を補助する。
- ※3 EAT (P13)
英語指導助手 (English Assistant Teacher) を略してEATと呼んでいる。南島原市で採用しており、英語や外国語活動の授業を補助する。
- ※4 スクールカウンセラー (P14)
児童生徒の不登校や、学校内等での種々の問題行動などの対応に当たっては、専門的な心理学知識や心理援助知識が求められるケースが生じている。各教育機関において、そのような高度な専門的知識を有し、心理相談業務に従事する心理職専門家である。
- ※5 スクールソーシャルワーカー (P14)
いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生徒指導上の課題に対応・支援するために、児童生徒及びその保護者等が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等と連携したりするなど、教育分野に関する知識及び社会福祉等の専門的知識・技術を有する専門家である。
- ※6 ワークショップ (P16)
ワークショップは、学びや創造、問題解決やトレーニングの手法である。講義形態とは違い、参加者が自発的に作業や発言を行う場において、司会進行役を中心に、参加者全員が体験する形態となる。
- ※7 キャリア教育 (P16)
子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育。
- ※8 PDCAサイクル (P19)
Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) の頭文字をつなげたものである。この4段階を順次行って1周したら、最後のActionを次のPDCAサイクルにつなげ、らせんを描くように1周ごとにサイクルを向上させて、継続的に業務の改善を目指す。
- ※9 TAL (Teacher Active Learning) (P22)
児童・生徒への実際の指導を通して、指導力を高める研修。学習者参加型の研修。

- ※10 複式学級 (P23)
学年ごとにクラスを編制するのではなく、複数学年で1クラスにする学級編制を指す。
- ※11 レファレンスサービス (P29)
図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。
- ※12 コーディネーター (P33)
学校(教員)の求めに応じ学習・活動支援を目的に、地域人材を活用するための学校と地域人材の調整役。
- ※13 コミュニティ・スクール (P33)
学校と保護者や地域の皆さんが知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
- ※14 ファシリテーター (P35)
研修会や学習会といったお互いに学びあう場で、実際にプログラムを進行しながら参加者から意見を引き出し、相互理解や合意形成を促進する進行役。
- ※15 ユネスコ【UNESCO】 (P48)
国際連合教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)。国連憲章により1945年設立。諸国間の文化的な協力で世界平和と安全保障に寄与することが目的。日本は51年に加盟。世界遺産条約は72年のUNESCO総会で採択された。本部は、フランスのパリに置かれている。
- ※16 緩衝地帯【バッファゾーン】 (P48)
世界遺産登録地(コア・エリア)の周囲に設けられ、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷き、その保護強化を目的とする所。世界遺産への登録推薦時には、十分なバッファ・ゾーンを設けることが求められている。設定が義務づけられているわけではないが、設定しない場合、その理由を示さなくてはならない。

南島原市教育振興基本計画

発行／南島原市教育委員会
改訂／平成30年9月

〒859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023

TEL 0957-73-6701

FAX 0957-85-2767

ホームページ <http://www.city.minamishimabara.lg.jp/kyouiku>

